

条 文	備 考
<p>金ヶ崎町議会基本条例（案）</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 議会の活動原則（第4条）</p> <p>第3章 議員の活動原則（第5条・第6条）</p> <p>第4章 町民と議会の関係（第7条－第9条）</p> <p>第5章 町長等と議会の関係（第10条－第13条）</p> <p>第6章 自由討議の推進（第14条）</p> <p>第7章 議会活性化の推進（第15条－第18条）</p> <p>第8章 理念の共有と見直し手続（第19条・第20条）</p> <p>附則</p>	<p>令和9年4月1日 金ヶ崎町条例第〇号</p>

<p>金ケ崎町は広大な緑の大地を共通のふるさととし、町民の英知を結集しながら今日まで発展してきました。</p> <p>先人努力のあとを引き継ぐ私たちは、歴史と文化を継承し、町民相互の信頼を深めながら、力をあわせて金ケ崎町永遠の発展を築く使命を担っています。</p> <p>近年、地方分権の進展や社会情勢の変遷など、議会を取り巻く環境も大きく変化しています。議会の改革と活性化に向けて不断の研鑽を積み重ね、町民の負託に応えていかなければなりません。</p> <p>民意によって選ばれた議員で構成される金ケ崎町議会は、すべての町民に期待され、信頼される開かれた議会を目指し、ここに議会及び議員の使命と活動の原則を明確に定めた「金ケ崎町議会基本条例」を制定し、遵守することを誓います。</p>	<p>○条例制定の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会及び議員としての使命を果たすため、規範となる基本条例を制定し、活動の指針とします。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、金ケ崎町議会（以下「議会」という。）及び金ケ崎町議会議員（以下「議員」という。）の活動の指針とする基本的事項を定め、明らかにすることにより、活動の活性化と充実を図り、町民の信頼と負託に応える議会の実現を目指し、町民の福祉の向上と町の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>○議会及び議会活動の基本的事項を明確にすることにより、議員の意識改革を図り、町民の信頼と負託に応える議会の実現を目指します。</p>

<p>(最高規範性)</p> <p>第2条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>2 議会は、議会に関する法令等の条項を解釈し運用する場合において、この条例の趣旨に照らして判断しなければならない。</p>	<p>○この条例を議会運営における最高規範と位置づけます。</p>
<p>(条例の遵守)</p> <p>第3条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される規定等を遵守し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。</p>	<p>○議会及び議員は、町民の代表として条例の理念及び原則を遵守しなければなりません。</p>
<p>第2章 議会の活動原則</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第4条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会及び町民参加を積極的に推進する議会を目指して活動するものとする。</p>	<p>○議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に町民に開かれた議会を目指します。</p> <p>○議会は、町民や多様な団体等との意見交換の場を設けて政策能力を強化し、提言の強化を図ります。</p> <p>○議会は、未来のまちを担う人材育成の一環として、小学生・中学生議会等の開催を推進し、児童・生徒の意見も大切にします。</p>

<p style="text-align: center;">第3章 議員の活動原則</p> <p style="text-align: center;">(議員の活動原則)</p> <p>第5条 議員は、町民の代表であることを自覚し、町民の意見や要望を的確に把握し、議会活動に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>○議員は、町民の意見や要望を的確に把握しながら町政における政策水準を高めます。</p> <p>○議員は、地域などの個別課題を把握するとともに、町勢全体の向上を目指して活動します。</p>
<p style="text-align: center;">(議員の政治倫理)</p> <p>第6条 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することのないよう、品位を重んじるとともに、公正かつ誠実に行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、会議において、合理的及び能率的な審議に協力し、秩序維持に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、ハラスメントにかかる意識を高め、その防止に努めなければならない。</p>	<p>○議員の信条</p> <p>○議員は、会議において円滑で中身の充実した運営に協力します。</p> <p>○ハラスメント研修会等の実施により理解を深めます。</p> <p>○主なハラスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーハラスメント：優越的な関係を背景とした言動による嫌がらせ</li> <li>・モラルハラスメント：人格否定など、倫理や道徳に反した嫌がらせ</li> <li>・カスタマーハラスメント：理不尽なクレームによ</li> </ul>

	<p>る嫌がらせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアルハラスメント：性的な言動により、相手に不快感を与える嫌がらせ</li> <li>・マタニティハラスメント：妊娠、出産、育児に関する言動により女性に不快感を与える嫌がらせ</li> </ul> <p>ほか、ハラスメントは50種類を超えているといわれています。</p>
<p>第4章 町民と議会の関係 (情報の公開)</p> <p>第7条 議会は、町民に対して説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に発信するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会活動報告会</li> <li>○議員活動報告会</li> <li>○議会だよりのスピード発行</li> <li>○議会中継インターネット配信</li> <li>○議会ホームページでの議会会議録の公開</li> </ul>
<p>(町民参加)</p> <p>第8条 議会は、町民や各種団体等との意見交換の場を設け、相互理解を深め、情報の共有を図るとともに、多様な意見を聴取し、地域の課題などに即した議会活動を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会ほっとミーティング</li> <li>○多様な団体と意見交換を行い、政策提言に反映します。</li> </ul>

<p>(議決責任)</p> <p>第9条 議会は、町民に対する議決責任を深く認識し、意思決定を行うものとする。</p>	<p>○議決責任とは、道義的責任、社会的責任、政治的責任です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道義的責任：人として守るべき道徳や倫理に基づいて、個人が自らの行動に対して負う責任</li> <li>・社会的責任：組織や個人が、社会の一員として社会全体や他の人々に対して負う責任</li> <li>・政治的責任：法的責任とは異なった次元で政治的結果に対して負うべき責任</li> </ul>
<p>第5章 町長等と議会の関係</p> <p>(町長等との関係)</p> <p>第10条 町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）と議会は、互いを尊重し、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、法令等に定めがある場合を除き、町長等の附属機関の委員に就任しないものとする。</p>	<p>○町長等と議会の緊張関係を保持するとともに、議員が町長等の附属機関の委員に就任することを制限しています。</p>
<p>(審議の方法)</p> <p>第11条 本会議における一般質問は、一問一答方式で再質問を行い、単なる質問に終始することなく、政策提言等の建設的な論議を展開するものとする。</p>	

<p>2 町長等は、議長又は委員長の許可を得て、本会議及び委員会における議員の質疑又は質問に対して論点整理のための質問（以下「論点整理質問」という。）をすることができるものとする。</p> <p>3 論点整理質問の運用については、別に定める。</p>	<p>○執行者側に、論点整理に限定した「論点整理質問」を認めます。</p> <p>○議会基本条例にかかる申し合わせ事項 第1</p>
<p>（政策等の審議と評価）</p> <p>第12条 議会は、町長等が提案する政策等について、内容をより明確にするため、必要に応じて、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>（1） 政策等の背景</p> <p>（2） 提案までの経緯</p> <p>（3） 他の自治体の類似する政策との比較検討</p> <p>（4） 財源措置</p> <p>（5） 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、提案された政策等の審議に当たっては、政策等の適否を判断するため、論点及び争点を明確にするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、町長が執行した施策及び事業の評価を行うとともに、町長に対し、その評価を翌年度以降の予算に反映させるよう求めるものとする。</p>	<p>○議員全員協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連常任委員会における討議</li> <li>・ 拡大常任委員会（全員）における討議</li> </ul> <p>○個別事案の勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当課長に説明をお願いする。</li> <li>・ 必要に応じて部外者に講師をお願いする。</li> </ul> <p>○一般質問</p> <p>○決算審査</p> <p>○予算審査</p>

<p>(危機管理)</p> <p>第 13 条 議会は、大規模な災害等が発生したとき又は発生のおそれがある場合は、町民の生命、身体、財産及び生活の平穩を守るとともに、町が災害の対応に専念し、応急活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力及び支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 議会機能維持に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>○金ケ崎町議会業務継続計画（令和 3 年 3 月制定）</p>
<p>第 6 章 自由討議の推進</p> <p>(自由討議の場の設定)</p> <p>第 14 条 議会は、議員による討議の場であることを十分に認識し、議員間の自由な意見交換の場を設けるよう努めるものとする。</p> <p>2 議員間の自由な意見交換の場の運用については、別に定める。</p>	<p>○議会基本条例にかかる申し合わせ事項 第 2</p>
<p>第 7 章 議会活性化の推進</p> <p>(議会活性化)</p> <p>第 15 条 議会は、議会活性化に積極的かつ持続的に取り組まなければならない。</p> <p>2 議会は、町政の課題等について共通認識を深めるとともに、議会運営の改善や議員個々の質疑力及び質問力の向上に努めなければならない。</p>	<p>○活性化の第一歩として、一般質問に積極的に取り組みます。</p>
<p>(議員研修)</p> <p>第 16 条 議会は、議員としての視野を広げるとともに、資質の向上を目指し、議員研修の充実強化を図るものとする。</p>	<p>○自主的な研修や各種研修の機会に参加するなど、議員力の向上に努めます。</p>

<p>2 議会は、他の自治体議員との合同研修や情報交換により、交流と連携を推進するものとする。</p>	<p>○他自治体との交流や連携に、積極的に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員全員行政視察研修</li> <li>・ 県南地区町議会議長会議員研修会</li> <li>・ 北上市・奥州市議会議員との交流研修会</li> <li>・ 農協役員・農業委員との交流研修会</li> <li>・ 宮城県大衡村議会との交流研修会 ほか</li> </ul>
<p>(議員報酬) 第 17 条 議会は、その任期中に議員の報酬の妥当性を検討するものとする。</p>	<p>○議員報酬等検討特別委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 7 年 3 月 2 1 日</li> </ul> <p>○金ヶ崎町特別職報酬等審議会への要請</p>
<p>(議員定数) 第 18 条 議会は、その任期中に議員の定数の妥当性を検討するものとする。</p>	<p>○議員定数検討委員会（仮称）の設置</p>
<p>第 8 章 理念の共有と見直し手続 (理念の共有) 第 19 条 議会は、この条例の理念を全議員で共有するため、議員の任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を実施しなければならない。</p>	

<p>(見直し手続)</p> <p>第 20 条 議会は、議会の運営がこの条例の趣旨に即しているかを不断に検証するとともに、町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、条例の見直しを行うものとする。</p> <p>2 議会は、検証の結果、条例の改正を行う場合は、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。</p>	
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</p>	